

総行マ第20号

令和6年3月5日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部局
各指定都市社会保障・税番号制度担当部局 御中

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室長
(公印省略)

マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に
委託することが可能な業務の範囲の拡大について

窓口業務に関して民間事業者に委託することが可能な業務の範囲については、「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」(平成20年3月31日総行市第75号・総行自第38号・総税企第54号)及び「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日閣副第396号・府番第117号・総行情第49号・総行住第83号)により通知しているところです(別添1)。また、特に、統合端末の操作については、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」(令和2年12月28日総行住第212号)により通知しており(別添2)、委託可能な範囲を「個人番号カード交付前設定」の操作権限に限定していたところです。

今般、マイナンバーカードの円滑な交付を図るため、統合端末の操作権限に「交付委託事業者等操作者」の操作権限(別添3)を追加し、下記のとおり委託可能な範囲を拡大することとしましたので、各都道府県におかれては、この旨を域内の指定都市を除く市町村に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 これまで、マイナンバーカードの交付事務に係る統合端末の操作についての民間事業者への委託については、「個人番号カード交付前設定」の操作権限を使用した交付前設定のみを可能としてきたが、新たに追加した「交付委託事業者等操作者」の操作権限を使用することで、加えて、暗証番号の設定を含むカードの交付処理や一時停止解除、暗証番号の変更・再設定等の操作を民間事業者へ委託することが可能であること。

- 2 上記により、マイナンバーカードの交付事務に係る統合端末についての操作を民間事業者へ委託することは可能であるが、交付・不交付の決定や、請求・届出内容の審査は、いわゆる公権力の行使に当たるものであることから、市町村職員が行う必要があること。
- 3 マイナンバーカードの交付事務に係る統合端末の操作を民間事業者へ委託する場合は、市町村の適切な管理下にある状況でのみ可能であること。
- 4 「交付委託事業者等操作者」の操作権限を使用した統合端末の操作を民間事業者へ委託する場合であっても、民間事業者が交付申請者の暗証番号を知ることが適切ではないことから、申請時来庁方式、代理交付及び代理人による電子証明書の発行手続等における、暗証番号設定依頼書等を基に暗証番号の設定や照合を行う操作については、民間事業者に行わせることはできないこと。
- 5 マイナンバーカードの交付事務に係る統合端末についての操作を民間事業者へ委託するに当たっては、「住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器、関連設備等及びマイナンバーカード等の適正な管理の徹底について（通知）」（平成30年2月28日総行住第24号）（別添4）を踏まえ、改めて、統合端末の適正な管理について万全を期すこと。

総務省自治行政局住民制度課 マイナンバー制度支援室 担当：井上係長、河部官、佐藤官、坪田官 TEL：03-5253-5366（直通） Mail： juki@soumu.go.jp
